

令和4年度農地中間管理事業推進方針

令和4年4月1日
福島県農地中間管理機構
(公益財団法人福島県農業振興公社)

I 基本的な考え方

県「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月策定、令和4年3月改定）に基づき、令和13年度までに担い手への農地集積率75%以上を達成するため、農地中間管理事業の積極的な推進を図るものとする。

令和3年度の農地中間管理事業は、ほ場整備事業地区及び重点実施区域、被災12市町村で積極的な活動を展開した結果、機構貸付面積（新規に貸し付けした面積）は2,393ha（前年度比120%）となり、また、過年度に機構が借り入れた農地を再貸付けした面積も含めると2,850ha（前年度比108%）となり、いずれにおいても過去最高の実績だった令和2年度から更に実績を伸ばすことができた。

一方、担い手の高齢化などの進展は依然として深刻であり、本県農業の持続的発展を図るためには、地域の徹底した話し合いにより人・農地プランの作成を推進するとともに、農地中間管理事業を活用して意欲ある担い手への農地集積・集約化を加速化する必要がある。

このため、人・農地プランの作成に向けた活動、ほ場整備事業地区及び重点実施区域での計画的な活動、新たな集落営農の普及、被災12市町村における営農再開の加速化などを効果的に進めるため、関係機関・団体と地方連絡調整会議等を開催し情報共有を図り、一体的に農地中間管理事業を展開するものとする。

併せて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に向けて円滑な事務手続きが開始できるよう、準備と制度の周知を図っていく。

II 令和4年度目標面積（新規に借入・貸し付けする面積）

機構借入	2,800ha
機構貸付	2,800ha

III 推進方策

1 人・農地プランとの一体的推進

市町村が主体的に行う人・農地プランの作成に向けた活動について、機

構として全面的に支援を行うとともに、人・農地プランが実質化された地区については、目標地区の作成に向けた支援を継続的に行い、農地中間管理事業の積極的な活用を進める。

2 重点実施区域での取組強化

重点実施区域における組織的・計画的活動により、農地中間管理事業を推進する。

また、県内の農林事務所・農業普及所毎に関係機関・団体による定期的な連絡調整会議を開催し、重点実施区域活動状況の情報共有を行いながら、農地中間管理事業の活用を図っていく。

3 農業農村整備事業との連携

ほ場整備事業実施地区又は予定地区については、重点実施区域に位置づけるとともに、県、市町村及び土地改良区等と連携し、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化に努める。

特に農地中間管理機構関連農地整備事業については、全ての農地に中間管理権を設定する必要があることから、地区説明会へ積極的に参加する。

4 新たな集落営農の推進

「地域まるっと中間管理方式」を活用し、地域農業を支える集落営農組織の法人化等の支援を行う。

5 現場対応力の強化

(1) 個別マッチング

貸付希望の申出があった農地は、「貸付候補農地リスト」を作成・公表するとともに、農地所在地にエントリーを行っている借受希望者に対するマッチングを行う。

借受希望者が少ない地域においては、隣接する地区にエントリーを行っている借受希望者にマッチングを行う。

(2) 新規就農者の支援

市町村及び就農支援センターと連携し、農地を求めている新規就農希望者のマッチングを行う。

また、新規就農者向けの就農用農地の賃料支援等を行う。

なお、新規就農者支援総合対策事業の経営開始資金を受けている新規就農者へのサポートチームに参画し、新規就農者の支援に努める。

(3) 所有者不明等農地・遊休農地の活用

所有者不明等農地については、その活用手続きについて助言を行うとともに、農地中間管理事業での活用を図る。

また、農地の集積に合わせて、簡易な整備により遊休農地の解消を行う。

遊休農地について農業委員会から農地法第 35 条第 1 項に基づく機構への貸付意向表明通知や「農地法の運用について」に基づく市町村からの情報提供等があった場合、貸付意向表明のあった農地については、「貸付候補農地リスト」を作成・公表するとともに、活用可能な農地を判断し、マッチングを行う。

(4) 市町村やJA担当職員等への支援

事業担当者説明会等を開催するとともに、業務委託先である市町村やJA等の新任担当者を対象とした事務手続き等に関する個別の説明（出前講座）を行うなど、事務能力向上の支援に努める。

(5) 被災 12 市町村への支援

被災 12 市町村に配置した市町村コーディネーターを中心に、人・農地プランの作成に向けた地域の合意形成、農地中間管理事業の周知活動、営農再開状況に対応した担い手への農地集積・集約化を推進する。

6 関係機関・団体との連携強化

(1) 県・地方段階の連絡調整会議の開催

県・地方段階の関係機関・団体で構成する連絡調整会議を開催し、制度の周知、重点実施区域の活動状況や担い手の育成・確保等に関する情報共有を行う。

(2) 市町村等への要請活動等の実施

農地中間管理事業の一層の推進を図るため、市町村や農業委員会、JA、土地改良区等に対し、事業活用の協力要請（トップセールス）を行う。

(3) 市町村を単位とした事業推進打合せの定期開催

市町村単位に設置された協議の場において、県農林事務所、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、機構地域マネージャー等をメンバーと

した打合せを定期的に関催し、重点実施区域における推進方策の協議や進行管理を始めとした各種情報の共有や検討を行う。

(4) 農業委員会との連携

「担い手への農地利用の集積・集約化の促進に向けた農業委員会と関係機関・団体との連携強化について」（平成 29 年 7 月 19 日付け福島県農林水産部長、一般社団法人福島県農業会議代表理事会長、公益財団法人福島県農業振興公社理事長三者連名通知）に基づき、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局）との定期的な情報共有・意見交換を行う。

(5) 農業担い手組織との連携強化

連携協定を締結した 6 つの農業担い手組織や地方組織を対象とした制度活用等に関する意見交換・情報提供を行い、農地集積・集約化を支援する。

7 広報活動等の強化

- (1) 農地中間管理事業の一層の推進を図るため、農閑期に「農地中間管理事業重点推進期間」を設定し、関係機関・団体が連携して各種会議・セミナーや広報活動を集中的に実施する。
- (2) 新聞広告や県及び J A の広報紙等の各種媒体を活用した広報活動を行う。
- (3) 地域の将来の農業像やそこに至る手段、農地中間管理事業の活用等に関する優良事例集を作成し、積極的に発信する。
- (4) 機構のホームページに掲載する情報の充実に努めるとともに、業務委託先である市町村・ J A のホームページとのリンクを促進する。
- (5) 農業参入フェア（農林水産省主催）、企業農業参入セミナー、集落営農推進セミナー及び研修会などの各種セミナー等を通じて事業活用を促すほか、参入等の相談や担い手の発掘を行う。

8 地方別重点取組事項

(1) 県北地方

- ア 園芸地帯における水稻等の土地利用型作物を作付けする担い手への農地の集積推進
- イ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進
- ウ 果樹園地の集積や園地継承に向けた取組推進

(2) 県中地方

- ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸作物を作付けする担い手への農地の集積推進
- イ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進
- ウ 果樹園地の集積や園地継承に向けた取組推進

(3) 県南地方

- ア 土地利用型作物及び土地利用型園芸作物を作付けする担い手への農地の集積推進
- イ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

(4) 会津地方

- ア 土地利用型作物を作付けする担い手への農地の集積推進
- イ 集落営農と連携した事業推進
- ウ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

(5) 南会津地方

- ア 集落営農と連携した事業推進
- イ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

(6) 相双地方

- 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

(7) いわき地方

農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

(8) 被災 12 市町村

ア 市町村及び関係機関との連携強化

イ 人・農地プランの作成の推進

ウ 農地中間管理事業の周知及び推進

エ 農地基盤整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進

9 役割分担の明確化

関係機関・団体が以下のように役割分担を明確にし、事業を着実かつ円滑に推進する。

機関・団体名	主 な 役 割
機構	○農地中間管理事業推進・実施に係る業務全般（事業の進行管理、契約事務、制度の周知、マッチング等） ○重点実施区域の指定及び重点地区における推進活動 ○人・農地プランの作成、見直し及び実践支援 ※被災 12 市町村（改正福島特措法） 市町村の事務支援を行う。
県	○人・農地プランの作成、見直し及び実践支援 ○集落営農の推進や農地基盤整備事業の実施を通じた事業活用の促進、重点実施区域における推進活動 ○機構集積協力金の活用推進・交付 ○制度の周知 ※被災 12 市町村（改正福島特措法） 新集積計画の策定・公告
県農業委員会ネットワーク機構	○農業委員会に対する業務支援及び研修会の開催 ○農業委員会相互の連絡調整
市町村	○人・農地プランの作成、見直し及び実践推進 ○地域の話し合いの促進、重点実施区域における推進活動 ○事業の窓口事務（相談者への事業活用推進等）

(前ページから続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○出し手・受け手情報の収集・整理、マッチング ※被災 12 市町村（改正福島特措法） 新集積計画（案）の作成
<p>農業委員会</p> <p>〔 農地利用最適化推進委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○権利関係の確認、農地台帳情報の提供 ○農業委員や農地利用最適化推進委員の意見交換会等の開催 ○人・農地プランの作成、見直し及び実践への参画 ○重点実施区域設定等への参画 ○出し手・受け手情報の収集、マッチング ○新規就農者への支援
J A	<ul style="list-style-type: none"> ○契約締結事務、制度周知 ○人・農地プランの作成、見直し及び実践への参画
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ○農地基盤整備事業実施地区における農地利用調整と事業活用推進 ○農地基盤整備事業実施に向けた農業者の意向把握 ○契約締結事務（一部の土地改良区）